

PTA総合補償制度 ご加入のご案内

PTA総合補償制度とは

PTA総合補償制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」をめざし、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるさまざまな事故について、総合的に補償します。

傷 害（PTA団体傷害保険）

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者（保険の対象となる方）

- PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事（*1）への参加が事前にPTAより認められている方

（*1）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償（PTA賠償責任保険）

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



※児童・生徒の日常生活に起因する事故も対象ですが、詳細は別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご確認ください。

ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」）が記載されていますので、必ずご一読ください。

特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。